

## 倉敷芸術科学大学 校友会会則(案)

(名称及び目的)

第1条 本会を倉敷芸術科学大学校友会(以下「校友会」という。)と称し、倉敷芸術科学大学学生(以下「学生」という。)の入学から卒業後まで生涯にわたる母校との交流並びに会員間の相互の連携を支援することを目的とする。

(所在地)

第2条 校友会の所在地は、岡山県倉敷市連島町西之浦 2640 番地とする。

(事業)

第3条 校友会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 学生の修学、課外活動及び就職活動その他学生生活の充実に必要な支援事業
- (2) 学生及び卒業生ネットワークの充実並びに大学との相互協力の促進に必要な事業
- (3) その他会員に対する協力及び支援に係る事業

(会員)

第4条 校友会の会員は、正会員と特別会員とする。

2 校友会の正会員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 倉敷芸術科学大学の卒業生及び修了生
- (2) 倉敷芸術科学大学の学生

3 校友会の特別会員は、倉敷芸術科学大学の教職員(退職者を含む。)とする。

(役員及び任務)

第5条 校友会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 若干名
- (3) 名誉会長
- (4) 会計
- (5) 書記
- (6) 監査

2 役員の仕事は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、校友会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
- (3) 名誉会長は、倉敷芸術科学大学長をもって充て、会長の諮問に応じて、助言を行う。
- (4) 会計は、校友会の会計処理を執行する。
- (5) 書記は、校友会の会議録を作成する。
- (6) 監査は、会計処理及び資産状況を監査し、会長に報告する。

3 会長及び副会長は、第6条に規定する総会において、校友会の正会員から選出するものとする。

4 会計、書記及び監査は、会長が指名する。

5 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

(総会等)

第6条 校友会に総会を置く。

2 総会は、毎年度1回開催する。

3 会長は、総会を招集し、議長となる。

4 役員会が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

5 総会においては、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 活動計画及び活動報告

- (2) 予算及び決算
- (3) 役員の変更
- (4) 会則等の改廃
- (5) その他校友会に関し必要な事項  
(役員会)

第7条 校友会の重要事項を審議するため、役員会を置く。

- 2 役員会は、役員によって組織する。
- 3 会長は、役員会を招集し、議長となる。
- 4 会長は、必要に応じて役員会を招集する。  
(会費)

第8条 校友会の活動に係る必要経費は、校友会費等をもって充てる。

- 2 正会員の校友会費は、次の各号に掲げる会費の納入を入会時に求める。
  - (1) 学部学生 10,000 円
  - (2) 大学院生 5,000 円
  - (3) 大学院生で、学部学生として会費を納入している場合は、二重に納入はしないものとする。
- 3 特別会員の校友会費は、次の各号に掲げる会費とし、毎年度徴収する。
  - (1) 教授 2,000円
  - (2) 准教授 1,800円
  - (3) 講師 1,600円
  - (4) 助教および助手 1,400円
- 4 一旦納入された正会員の校友会費並びに特別会員から徴収した校友会費は、返還しない。
- 5 校友会費の納入及び徴収の方法等については、別に定める。  
(会計年度)

第9条 校友会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算及び決算)

第10条 予算は、会長が予算案を役員会に提出し、出席者の過半数の合意を得て承認を受けた後、総会において決定する。

- 2 決算は、会長が会計年度終了後1ヶ月以内に決算報告書を役員会に提出し、出席者の過半数の合意を得て承認を受けた後、総会において決定する。

(事務局)

第11条 校友会は、その事務を処理するため、倉敷芸術科学大学内に事務局を置く。

- 2 前項の事務処理は、学務部学生課が行う。

(改廃)

第12条 この会則の改廃は、校友会総会の審議を経て、会長が決定する。

(雑則)

第13条 この会則に定めるもののほか、校友会の運営に関し必要な事項は、役員会の議を経て、会長が定める。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 倉敷芸術科学大学校友会会則は、令和6年3月31日をもって廃止する。